

正誤

平成二十六年九月二日厚生労働省告示第三百四十二号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

別表一に加える表の 56 及び 57 の項中「

060295xx97x1xx
060295xx99x1xx

」は

「

060295xx97x0xx
060295xx97x1xx
060295xx99x0xx
060295xx99x1xx

」の誤り。